

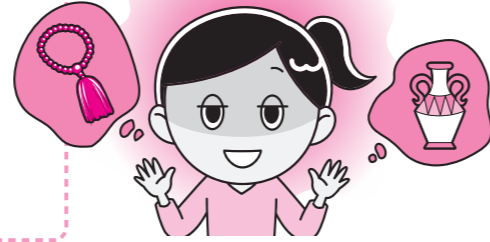
靈感商法 などのトラブルにご注意ください!

靈感商法とは

「私は霊が見える」「あなたには悪霊がついており、そのままでは病状が悪化する」「この数珠を買えば悪霊が去る」などと不安をあおり、商品・サービスを契約させること

開運商法とは

消費者に運氣上昇を期待させるよう「運氣が上がる」「金運に恵まれる」などと告げて商品・サービスを契約させること



消費者契約法が改正されました!

令和5年1月5日に、靈感商法の被害救済を目的とした改正消費者契約法が施行されました。

靈感商法に関する取消権の対象範囲の拡大

これまで、消費者「本人」の「将来について不安をあおって」結んだ契約に限られていましたが、本人に加え、「親族」に関する生命や身体、財産等に関する不安も対象とし、「現在抱えている不安に乗じた」契約も含めることとされました。

靈感商法に関する取消権の行使期間の伸長

被害に気付いてから3年(改正前は1年)、契約締結時から10年(改正前は5年)に改正されました。また、改正前に時効が成立していないものにも適用されます。

アドバイス

- 開運グッズ等の購入を勧められたり、祈とうサービスの勧誘を受けたりしても、その場ですぐに契約をしないようにしましょう。勧誘されても、不要な場合には、きっぱり断りましょう。
- 電話や訪問販売で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフができる可能性があります。
- 自分一人で解決できないと思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

靈感商法等に関する弁護士無料法律相談会を開催しています

(10時～12時、13時～15時) ※原則開催日の前日までの予約が必要です。

2・3月分	県消費生活支援センター 石川県幸町庁舎3階(金沢市幸町12-1) 2/7(火)・2/21(火) 3/7(火)・3/22(水)
	県奥能登総合事務所 奥能登行政センター 4階(輪島市三井町洲衛10-11-1) 2/8(水)・2/22(水) 3/8(水)・3/23(木)
	県小松合同庁舎 1階(小松市園町ハ108-1) 2/9(木)・2/24(金) 3/9(木)・3/24(金)

予約・お問い合わせ

県消費生活支援センター
076-255-2120

ご相談はこちらまで

消費者ホットライン

局番なしの **188**

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります(受付時間内)。受付時間は相談窓口ごとに異なります。



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

石川県消費生活支援センター

076-255-2120

平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:30
日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く

メールによる相談もこちらで受け付けています→



【悪質商法被害の未然防止はメルマガで!】 「消費生活ほっと情報」配信中!

悪質商法の新たな手口、消費者トラブルの最新情報などを月2回程度お届けします。

登録はこちらから

石川県HP「安全安心の消費生活情報」

登録
無料

携帯電話・スマートフォンで読み取ってアクセスできます。



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/s/>

マイライフ いしかわ No.259

2023 冬号

編集・発行

石川県消費生活支援センター

金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎3階
TEL 076-255-2120 FAX 076-255-2397
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>

令和4年4月から 成年年齢が18歳に 18歳から大人! 引き下げられました

新たに成年となった18歳・19歳の若者から寄せられた相談で多かったものは、「脱毛エステ」、「化粧品、健康食品(定期購入)」、「出会い系サイト・アプリ」となっています。

こんなトラブルに注意

- 「脱毛エステ」では、「広告を見てお試しのつもりで店舗に行ったが高額な契約をしてしまった」「契約を解約したいが、電話が繋がらない」など
女性からの相談が多いものの、最近では男性からの相談も増加しています。
- 「出会い系サイト・アプリ」では、「SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘われ、やり取りをするために有料のポイント購入を何度も求められた」など
- 全国的にはコンサートチケットに関する相談も増加しています。転売チケットの購入に関する相談が多く、内容は「転売仲介サイトで購入したチケットでは入場できないことに後から気づいた」「SNSで知り合った個人にチケット代金を振り込んだ後、連絡が取れなくなった」など

アドバイス

- 「お試し価格」や「すぐに儲かる」など、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言の広告や勧誘のうち、みにしないようにしましょう。
- 長期間の契約で支払総額が大きくなる場合もありますので、内容・契約期間・支払総額をしっかりと確認し、自分自身が納得したうえで契約しましょう。
- 急かされたり、強引に契約を迫られたりしても内容に不安なことがあればきっぱり断りましょう。
- 断る理由として「お金がない」と言ってしまうと、消費者金融などからの借金やクレジットカードで支払うことを勧められるおそれもありますので、必要なければ「契約はしない」とはっきり断りましょう。
- 必要ではない商品やサービスを契約してしまっても、特定商取引法に定められている特定の販売方法で契約した場合にはクーリング・オフができます。また、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」といった場合には締結した契約を取り消すことができます。



18歳から親権者の同意がなくても一人で契約することができるようになりました。不安に思ったり、怪しいと思った場合やトラブルになった場合は、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

消費者ホットライン 188

いやや!

市町、県、国民生活センターのいずれかの消費生活相談窓口につながります



令和4年度

こんな講座を 開催しました！

消費者セミナー

複雑多様化する消費社会への対応力向上を図るための「消費者セミナー」を開催し、計131人が受講しました。

受講者からは「知りたかったこと、注意しなければいけないことが分かり、勉強になった」「家族と情報をシェアしたいと思った」など好評の声をいただきました。



開催日	テーマ	講師
9/2 (金)	身につけよう「金融取引の基礎知識」	北陸財務局 理財部金融監督第三課 上席調査官 下家 千佳 氏
9/6 (火)	知っておきたい「いまどきの相続」	石川県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 新喜 章弘 氏
9/14 (水)	1から学ぼう「生命保険の基礎知識」 ～加入から見直しまで～	生命保険協会 石川県協会 事務局長 矢本 隆 氏
9/26 (月)	かしこく利用！「通販トラブル防止」	公益社団法人 日本通信販売協会 事務局長 三浦 千宗 氏

グッドチョイスセミナー

私たちが日頃の消費活動で選択している商品やサービスは、材料の調達、生産、加工、流通、利用、廃棄といったさまざまな場面で社会や未来、地球環境などに影響を及ぼしています。

より良い選択「グッドチョイス」をする消費者市民になるためのわかりやすい講演とワークショップを、3回シリーズで開催しました。



開催日	講演・ワークショップ	講師
10/7 (金)	ここがポイント！食品表示の見方 ●食品表示を見てみよう	石川県農業政策課 主幹 内本 佳世 氏
10/18 (火)	食卓から世界へ広がる食の安全安心 ～グローバル時代の食中毒と感染症～ ●食品と食中毒病原体のマッチングクイズ	石川県立大学生物資源環境学部食品科学科 准教授 博士(医学) 中口 義次 氏
10/24 (月)	里山を獣害から守り、いのちを活かすジビエとは ●革でしおり作り	「狩女の会」主宰 農林水産省国産ジビエ利用拡大推進チーム構成員 福岡 富士子 氏

気づいてる？未来を創る消費の力

消費者市民社会



石川県の「消費者市民社会」シンボルマーク

「消費者市民社会」って？

消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や将来生まれる人々の状況、国内外の社会経済情勢や地球環境にも思いをはせて生活し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。具体的には、消費者が単に、受け身の立場で「買う・買わない」を決めるのではなく、自分がこの商品を買う（この事業者と取引をする）ことが、相手方の事業者だけでなく経済や環境などにも影響を与えることを意識して行動する社会のことです。

キッズ・ラボ

実験を通して製品安全、環境、食品などについて学ぶ、夏休み実験教室「キッズ・ラボ」を開催しました。



5つのテーマで計20回開催

- 重そうとクエン酸を使ったバスボム作り
- 人工イクラを作ってみよう
- エコキャンドルを作ってみよう
- 飲み物の糖分を調べてみよう
- 牛乳パックを使った紙すき体験

こんな講座も行っています！

センター講座・出前講座

悪質商法などの被害を防ぐための講座や、消費生活を考える上でヒントとなる実験(食品の塩分・糖分測定など)をセンター内またはご希望の場所で実施する講座です。

かしこい消費者塾

企業の新入社員研修や高等教育機関などに弁護士、司法書士、税理士などの講師を派遣し、消費生活に関する基本的な法律知識や、若い世代に多い消費者トラブル事例等を解説する講座です。

- センター講座・出前講座及びかしこい消費者塾のお申し込みを随時受け付けています。

- オンラインでの遠隔講座にも対応しておりますので、ぜひご利用ください。

- ・講師派遣料：無料
- ・時間：原則として、平日の日中で1～2時間程度
- ・日程等調整のため、事前にお電話ください。

詳細は当センター
ホームページでも確認できます

お問い合わせ・申し込み先

石川県消費生活支援センター 学習支援課 ☎ 076-255-2155

「草の根消費者教室」講師養成・登録

県では、市町や地域において消費者教育の推進役となる人材を育成する「消費者教育担い手育成研修」を開催し、修了生等を「草の根消費者教室」講師として登録しています。登録した講師の情報は、啓発講座開催のため市町に提供し、活用いただいています。

今後も引き続き講師の養成・登録を実施していく予定ですので、みなさまも消費者教室の講師として活躍してみませんか？

消費者教育担い手育成研修

「新担当者向け研修（フォローアップ研修）」

令和4年度は6～8月に開催しました（計4回）

第1回「消費者トラブルの現状と消費生活に関する基礎知識」ほか

第2回「講座を実施するために」

第3回「講座を計画してみよう」

第4回「講座を実施してみよう」

※研修の開催時期や内容等は年度により異なります。
詳細はお問合せください。

お問い合わせ

石川県生活安全課 消費生活グループ TEL.225-1386